

令和8年度 総合評価落札方式(委託)の評価項目の見直しについて			
【道路施設の詳細設計委託の場合】		【砂防施設の詳細設計委託の場合】	
対象業務:設計額が1,000万円以上の道路詳細設計(測量設計含む)		対象業務:砂防詳細設計(新規整備に限る)	
評価項目	加算点	評価項目	加算点
過去10年間の同種業務の業務実績(A) 過去10年間の県内における同種業務の国(九州地方整備局)又は鹿児島県(土木部)及び鹿児島県道路公社発注の業務実績(10件以内)(ただし、災害復旧に係る業務は対象外とする。) 件数×0.8:0～8	8	過去10年間の同種業務の業務実績(A) 過去10年間の県内における同種業務の国(九州地方整備局)又は鹿児島県(土木部)の業務実績(10件以内) 件数×0.8:0～8	8
過去10年間の同種業務実績の成績評定 過去10年間の同種業務の業務実績(A)で評価する業務の成績の平均点 81点 ^{※1} 以上:10.0 65点以上～81点未満(業務成績-65)×10/(81-65):0～9.99 ※1:設計委託における企業全社の平均点	10	過去10年間の同種業務実績の成績評定 過去10年間の同種業務の業務実績(A)で評価する業務の成績の平均点 81点 ^{※1} 以上:10.0 65点以上～81点未満(業務成績-65)×10/(81-65):0～9.99 ※1:設計委託における企業全社の平均点	10
技術者資格の保有(管理技術者) ①技術士 総合技術管理部門【建設-道路】 技術士 建設部門【道路】 土木学会認定技術者(特別上級【交通】、上級【交通】) ②国土交通省登録技術者資格【道路施設分野・管理技術者及び照査技術者の資格】 (RCCM【道路】、1級土木技術者【交通】、【交通工学研究会認定TOE】) ①に該当する資格をいずれか保有:4 ②に該当する資格をいずれか保有:2	4	技術者資格の保有(管理技術者) ①技術士 総合技術管理部門【建設-河川、砂防及び海岸・海洋】 技術士 建設部門【河川、砂防及び海岸・海洋】 土木学会認定技術者(特別上級【流域・都市】、上級(コースA)【流域都市】 上級(コースB)【河川・流域】) ②国土交通省登録技術者資格【砂防施設分野・管理技術者及び照査技術者の資格】 (RCCM【河川、砂防及び海岸・海洋】、砂防・急傾斜管理技術者) ①に該当する資格をいずれか保有:4 ②に該当する資格をいずれか保有:2	4
過去10年間の同種業務の業務実績(B)(管理技術者) 企業の技術力で評価する過去10年間の同種業務の業務実績(A)のうち、管理技術者として配置された業務実績(5件以内) 件数×0.8:0～4	4	過去10年間の同種業務の業務実績(B)(管理技術者) 企業の技術力で評価する過去10年間の同種業務の業務実績(A)のうち、管理技術者として配置された業務実績(5件以内) 件数×0.8:0～4	4
過去10年間の同種業務実績の成績評定(管理技術者) 過去10年間の同種業務の業務実績(B)で評価する業務の成績の平均点 84点 ^{※2} 以上:10.0 65点以上84点未満(業務成績-65)×10/(84-65):0～9.99 総合評価方式(同一年度・同種業務)の受注業務に、管理技術者としてすでに配置されている場合は、配置件数毎に1/2を成績の加算点に乗じる ※2:設計委託における各企業最高点の全社の平均	10	過去10年間の同種業務実績の成績評定(管理技術者) 過去10年間の同種業務の業務実績(B)で評価する業務の成績の平均点 84点 ^{※2} 以上:10.0 65点以上84点未満(業務成績-65)×10/(84-65):0～9.99 総合評価方式(同一年度・同種業務)の受注業務に、管理技術者としてすでに配置されている場合は、配置件数毎に1/2を成績の加算点に乗じる ※2:設計委託における各企業最高点の全社の平均	10
過去5年間災害支援協定活動 ①県との協定の締結及び協定に基づく活動の実績:4 ②県との協定の締結:2	4	過去5年間災害支援協定活動 ①県との協定の締結及び協定に基づく活動の実績:4 ②県との協定の締結:2	4
地域への貢献 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①業務箇所のある振興局・支庁管内で実績あり:4 ②県内で実績あり:2	4	地域への貢献 前年度の道路・水辺・港・砂防サポーターとしての活動実績 (振興局・支庁管内又は県内での実績) ①業務箇所の所在する振興局・支庁管内で実績あり:4 ②県内で実績あり:2	4
若手または女性の雇用 県内に住所を有する若手(35歳以下 ^{※3})または女性の3年以上の継続雇用 若手(35歳以下)または女性【技術者】:4 若手(35歳以下)または女性【従業員】:2 ※3:公告日時点での年齢	4	若手または女性の雇用 県内に住所を有する若手(35歳以下 ^{※3})または女性の3年以上の継続雇用 若手(35歳以下)または女性【技術者】:4 若手(35歳以下)または女性【従業員】:2 ※3:公告日時点での年齢	4
	48		48

※令和8年度より実施し、令和7年度は、周知期間とする